

## 第3回立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会（要旨）

日 時：令和元年10月29日（火） 午後7時～9時

会 場：立川市役所208会議室

出 席：杉野委員長、小沼副委員長、内田委員、福島委員、青木委員、小松委員、  
日下部委員、高橋委員

欠 席：田村委員、坂下委員

オブザーバー：初鹿子ども家庭支援センター長、江頭保育振興担当主幹、前田指導課長、

事務局：大野教育部長、秋武教育支援課長、川崎統括指導主事、  
樋口管理係長、藤間相談係長

### ○次第

#### 1 報告

- (1) 平成31年度事業概要《平成30年度事業報告》について
- (2) 学校アンケート「学校における特別支援教育等の取組状況」について
- (3) 立川市第2次発達支援計画の策定検討状況について

#### 2 協議

- (1) 第3次特別支援教育実施計画の素案の検討について

#### 3 その他

- (1) 今後のスケジュールについて

#### 4 事務連絡

### ○資料

#### 次第

- 資料① 立川市第3次特別支援教育実施計画（素案の案）

## ○委員長

委員の皆様方、全員お揃いだということなので、そろそろ始めさせていただきたいと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、第3回立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会をこれから開催したいと思います。本日は、2名の委員が、お仕事の都合で欠席という連絡がありました。

それでは事務局のほうから、事前にお配りした資料の説明等お願ひしたいと思います。

## ○教育支援課長

私のほうから、配付資料と本日のゴールの目安について、お示ししたいと思ひます。

まず資料のご説明です。まず資料1です。冊子になっております立川市第3次特別支援教育実施計画素案の案ですが、こちらは本日、紙でお配りしてありますが、メール等でお送りした事前のものと同じ内容になっております。そのあとが参考になりますが資料2、番号はふってありませんが、「平成31年度事業概要 子ども家庭支援センター教育支援課」という冊子、こちらが資料2になります。

続きまして資料3と4が子ども家庭支援センターからの資料となります。こちらの特別支援教育実施計画と関係が深い第2次発達支援計画の現在の検討状況ということで、後ほど初鹿センター長から、補足の説明をしていただくことにしています。資料の過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では本日のゴールということでご説明させていただきますが、本日は素案の案という形で、これまでご議論いただいた第1章から第3章までの部分と、これを踏まえた具体的な取組とその年次計画を定めた第4章の部分を冊子にまとめたものを事前に送付させていただきまして、中をご覧になっていただいたところです。今回はその計画の根幹となる具体的取組や年次計画の第4章部分について集中的にご議論いただきまして、本日と、場合によっては来月の予備日を使って、全43項目の取組項目について内容を固めることをゴールとしたいと考えております。委員の皆様方、ご協力よろしくお願ひいたします。

委員長、お願ひします。

## ○委員長

今ご説明がございましたように、素案の案というものが示されておりますので、これからが実質的な議論だと思っております。一つの大きな山だと思ひますが、積極的なご発言等もまたいただければと思っております。ただ、限られた時間の中での論議でございますので、ある程度整理した形でのご発言をお願ひしたいと思ひます。

協議の前に、事務局から報告事項をお願ひしたいと思っております。(3)の第2次発達支援計画のところは少しご意見があろうかと思ひますので、まず(1)と(2)を先にまとめてご説明をお願ひしたいと思ひます。

## ○教育支援課長

それでは、次第の1報告、(1)と(2)について、事務局からまず(1)についてご報告いたします。

平成31年度事業概要ですが、こちらが子ども家庭支援センターと教育支援課の平成30年度、昨年度の事業報告を掲載したものです。第1回策定検討委員会の際には、平成29年度の事業報告を記した平成30年度の事業概要をお配りいたしました。今回お配りするものが最新のものとなっておりますので、参考にまた後ほどお目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。

学校アンケートにつきましては、統括指導主事のほうからご説明させていただきます。

## ○統括指導主事

それでは、今回の計画の策定にあたりまして、前回、前々回の計画の時と同様に、各学校に特別支援教育の取組状況について調査をかけさせていただいて、そちらの結果をまとめてございます。素案の案の冊子の21ページにそちらの結果について記載されておりますので21ページをお開きください。

2. 学校における取組等の状況、中段から下のところになります。調査の項目といたしましては、平成25年に第1回をとりましてから、経年で比較ができるようにということで、調査項目そのものについては大きく変えてございません。そのため棒グラフで3回の調査の変化ということで示させていただいています。

変化があった点は、けやき台小学校と若葉小学校が統合したということで、学校数が1校減っているということと、特別支援教室がこの間に導入されまして、特別支援教育に関わる機関が増えたということで、調査の対象として特別支援教室の担任ということで対象のほうも少し広げて実施をしたということがございますが、調査項目としては学校の状況を調べているということで、その中で経年比較をさせていただいています。

(1)校内委員会の開催状況についてです。グラフを見ていただきますと、大きな変化はありませんが、月に1回の開催に落ち着いてきた、と言えるかと思えます。「その他」のところの回数としては、月に2回が3校、学期に2回というのが1校ということで、開催頻度については、それぞれ必要に応じてというところもあります。

また、この校内委員会で検討している内容のところについて、特別支援が必要なお子さんのことだけではなく、不登校ですとか生徒の健康状態ということも含めて話題としていただいているというところもありますので、回数等については月1回のところが多くなってきておりますけれども、少し学校としてバラつきがあるというところではあります。ただ、必要に応じて随時やっていたというところが減ってきて、月1回が増えているということは定期的な開催をすることがいいということで、定期的な開催が定着してきたというところと言えるのではないかと思います。

22ページの上に記載の、校内委員会の出席メンバーにつきましても、見ていただいてそれほど大きな変化はないかと思えますが、教務主任の出席が減っていることですとか、特別支援学級の担任の参加が増えているなど、少し内容が固まっ

てきたというところで参加のメンバーも固まってきたということです。特別支援教室の巡回指導の教員が巡回校の特別支援教育コーディネーター(副担当)ということで指名をされておりますので、そういったことも含めて特別支援学級の担任の参加が増えているということが言えるかなと思っています。参加の「その他」のところ、こちらのほうが14校ということでもありますけれども、この素案の中にもありますが、外部と連携した学校の特別支援教育の充実というところを保護者の方ですとか市民の方から求められているところがございますので、今後はこの「その他」、外部の機関とどう連携した校内委員会をやっていくかというところも一つ課題になるかなと思っています。

(2) として、特別支援教育コーディネーターについてです。指名の人数としては3名以上というところで増えてきております。こちらは特別支援教室の巡回指導教員もカウントされておりますので、3名以上、複数の指名が定着していることが言えるかと思えます。複数配置の理由については、一番多いところでは②複数の視点で業務を行うため、③特別な支援や配慮を必要とする人数が多いため、などが急激に伸びておりますが、特別な支援や配慮を必要とする人数が多いので複数で業務をそれぞれ協力しながらやっているというような学校の実情がわかるかと思えます。

23 ページの上になります。(3) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成状況になります。こちらのほうも6割の学校が個別の教育支援計画ですとか個別指導計画については作成をしてきているというような現状、伸びてきているというところがあるかなと思っています。ただ、内容の充実ですね。書かれてはいますが、本当にそれが指導に生かされているのかとか、指導に基づいた手立てになっているのかとかという内容のところについては、まだ今後課題が残っているかなと思っております。

(4) です。就学支援ファイル、就学支援シートについてということで、こちらも見てくださいように、就学支援ファイルの受理状況、「なし」という学校は7校ということで、ほぼ、就学支援ファイルを受け取るお子さんが入学をしてきているという状況がございます。また就学支援シート、こちらは小学校のみですけれども、提出のない学校はなくなったということで、全ての小学校において、就学支援シートが保護者からの支援の情報提供ということで行われているという現状がございます。

ウ、就学支援ファイルの活用状況につきましては、こちらも様々ご意見をいただいているところかなと思っております。見ていただきまして、学校としては校内の共通理解ですとか、指導・支援に活用しているというところの意見が多い状況になっています。また就学支援シートの活用状況についても、クラス編成をする際の参考ですとか、校内の共通理解に活用しているということになっています。こちらの考察が、1 ページおめくりいただいた 24 ページ上段にございます。学校としては、20 校以上のところがこういった形で活用していますよという結果が出ていますが、保護者の方からは、「本当に読んでくれているのかな」というようなご意見が毎年多く支援課のほうにも寄せられておりますので、今後、保護者の方も実感できるような活用の仕方、というところが課題として残されて

いるかなと思っております。

(5) 特別支援教育をテーマとする校内研修の実施について、ご覧いただければと思います。回数としては年3回以上というところが減ってきたりですとか、回数としては少し減ってきているかなという状況はありますが、下の考察のところを見ていただきますように、校区内で1つの研修を複数の学校の教員が聴いているとか、そういった形で開催、参加の仕方について少し工夫をしながら他校の研修も活用しているという状況もございますので、一概に回数が減っているというところで、校内研修がなかなか伸びていないということではないかな、というふうに考えております。また、教育委員会だけではなく障害福祉課等の様々な講演会のほうにも参加している教員もおりますので、そういった機会を活用しながら、特別支援教育について学んでいるという状況があるかなというふうには考えております。

25 ページです。こういった学校の実態調査を踏まえまして、これからの計画に追記すべき課題として、基本施策1から5、それぞれ書かせていただいております。これに基づいた形で計画のほうも考えさせていただいておりますが、基本施策1については、例えば、これまでもそうでしたが、子ども家庭支援センターとの連携の充実ですとか、幼保・小の引継ぎのあり方、こちらのほうも整理していく必要があると考えております。

学校における指導体制・指導内容等の充実、取組への支援というところについても、先ほどありました個別の教育支援計画、計画類の内容の充実、活用というところが大きいこと、それと交流及び共同学習、こちらをノウハウの共有ですとか、計画的な、効果的な実施というところもあるかなと思っております。それと、導入されてまだ日が浅いということもありますので、小・中学校の特別支援教室の指導の充実、こちらについても課題と考えております。

施策4の関係機関との連携については、子ども家庭支援センターだけではなく、外部の支援団体等との一層の連携強化、施策5、特別支援教育の理解啓発については、今ありましたように様々な機会を捉えて、講演会以外の手法等についても検討していくというようところが追記すべき課題としては挙げられると考えております。

取組状況については、報告は以上です。

#### ○委員長

ご説明ありがとうございました。今、丁寧な説明がございましたので、ここらで少し委員の皆さんからご質問等あればお伺いしたいなというふうに思っております。特にご指名はしませんので、どうぞ何かご質問等ある方は手を上げていただければと思います。

いかがですか。よろしいでしょうか。

#### ○委員長

次に、(3) 立川市第2次発達支援計画の策定検討状況について、ご報告をお願いしたいと思います。

#### ○子ども家庭支援センター長

資料③、④に基づいて、子ども家庭支援センターのほうからご説明させていた

だきます。

資料③と④の概要ですけれども、資料③のところは、発達支援計画が平成 29 年 3 月に策定されて、まだ 2 年と何か月しか経っていないので、基本的なところはあまり変えていない、文言修正ですとか部分的な修正見直しですとかということで、そういう基本的な計画の内容についてはあまり変えてはおりません。目指す発達支援システムは、どの子ども地域で安心してすごしていけるように、すべての機関の連携を、この資料、実は明日、第 3 回目の発達支援計画がありまして、その資料をそのまま使わせていただいているので、見え消しというのでしょうか、どこがどういうふうに変ったかということ、明日の委員さんはこの資料で見えないとまずいので、その資料を使わせていただいていますので、明日ぐらいで大体この内容について固めたいと思っておりますので、現在作業中ということでご理解いただければと思います。

この計画の目指す発達支援システムというのが資料 3 のところの左の端に書いてあります。計画のしくみがそれぞれ、相談機能、成長・療育機能、情報共有機能、現場職員支援機能、家庭支援機能、コーディネート機能、健診・診察機能、理解啓発機能に分けてあって、それぞれの機能をしっかりコーディネートしていくと。6 番のところ書いてありますけれども、それぞれの役割機能をそれぞれの場でしっかり役割をはたしコーディネートしていくというふうなことで計画はそういうねらいでつくっております。

機能のところで見え消しであるところを申し上げますと、部分的な表現のところとかをどちらかという文言整理しているところもあるんですが、1 つは、「発達に課題がある」という言葉を、前回、委員さんから修正というふうなことでご意見をいただいたので、発達に課題という言葉から、支援や配慮が必要というふうな言葉に入れ替えをさせていただいています。

取り組み項目ですけれども、今の計画では全部で 76 項目、新規、充実、継続という意味では全部で 76 項目取り上げています。この取り組み項目の番号は、全部で 76 という大きな数字ですけれども重なっている部分があります。それぞれ重なっている部分についてはそれぞれ重なっているところでやる。少し説明をさせていただくと、「文言修正」と書いてあるのは、少し文言を修正したぐらいで事業の趣旨とかそういうものについてはあまり変更をしている考えはない。「修正見直し」は説明文を少し修正していて、取り組み項目の趣旨が一部変更になっている。この中で白、文言修正とか何も書いてないものは変更はない。「調整中」というのは関係機関のところと調整をまだしている段階のものです。

それぞれ見方としては、資料③と資料④はそれぞれつながっておりまして、資料④の左の端に通し番号がふってあります。この番号と資料③の取り組み項目のところのこの番号は一致しております。先ほど機能によっては重複していると申し上げたのは、例えば 1 番の乳幼児健診後の心理相談というのは、継続、文言修正としているけれどもあまり趣旨は変わってはいない。表現方法を変えていると。ただし、これは相談のところにも入っているし情報共有のところにも入っているし、家庭支援にも入っているし、コーディネートのところにも、それぞれそういう機能を持たせているという意味で入っていると意味合いです。見方としては、

関係機関のところは資料④のところではありますが、例えば子ども家庭支援センターと教育支援課との関係でいうと、5番のところ、ここで修正見直しさせていただいているのは、就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携のところでは少し一部修正をさせていただいているところはあります。

他に例えば30番、資料④をめくっていただいて4ページの30番のところなどは、子ども未来センター内での連携のあり方の検討と書いてあるのを、関係機関の子ども家庭支援センターと教育支援課とが、今はもう連携を進めるというふうな表記に文言修正。ただし、これ事業の趣旨自体はあまり変わっていないので、そのまま継続実施と書かせていただいています。

次に例えば31番、サポートファイルについても、向けた検討ということですが、今年度から導入を進めていますので、来年度になるとサポートファイルの周知と利用促進、というふうな形で見直しております。

他には、例えば69番、将来の見通しが持てるコーディネートというところでも、少し文言修正をさせていただきながら、関係部署、しっかりコーディネートする力を持った人間を育成していこうというところで、子ども家庭支援センター・教育支援課などが入って一緒に取り組んでいくものです。

今回、今の計画と全く同じということでも、実はやっぱり新たな課題があったりするものについては取り組んでいかなければいけないということがありますので、資料③の2の成長・療育機能の下のところに、児童発達支援センターの設置検討があります。国から児童発達支援センターの設置が求められておりますので、ここで児童発達支援センターについては、役割や機能を今後検討していくということを入れております。

また、ドリーム学園の専門職体制の整備については、まだまだ不十分なところがあり、こういうものをきちんとやっていきたい、という趣旨でしっかり体制を整えていきたいという意味合いでつけました。

最後に、「～へ統合」とかというのは、くっつけたほうがわかりやすく、ただ、事業の趣旨自体はあまり変わらないため、そのまま継続していくけど合わせたほうがわかりやすいと事務局で判断して、これを統合しているようなところがあります。

説明は以上です。

## ○委員長

ご説明ありがとうございました。資料③と資料④のご説明が今ございましたが、これに関連してご質問等ございますか。

特になさそうですので、それでは本日の本題の協議のほうに移らせていただきたいと思います。先ほど事務局のほうの3次計画のご説明の中で、特に第4章、素案の案の第4章のところ、これを集中して議論をして、43の具体的な取組内容全てについて計画を確定しなければならない、というのが今日の委員会の一番の眼目でございますので、よろしくお願ひします。

まず、簡単にご説明をお願いしますでしょうか。

## ○教育支援課長

それでは第4章につきまして、統括指導主事と分担してご説明申し上げます。まず冒頭のところは秋武のほうからご説明いたします。

26ページから、まず計画の骨子、基本理念・基本指針・基本施策のところにつきましては、以前のこちらご覧いただきまして見直しをさせていただいているところです。これで固めていけるかなと考えております。

1枚おめくりいただきまして28ページ、こちらから具体的な取組に入っております。

2、計画における基本施策と具体的な取組のところ、基本施策1「早期連携・早期支援の充実」です。こちらにつきましては発達相談から就学相談へのつなぎ、就学相談の充実、就学前期間から小・中学校への連携などを進め、途切れのない発達支援を行いますという大きなくくりになっております。こちらの前計画からの変更点ですとか新しいところを重点的にご説明申し上げます。

まず、取組項目1、早期連携・早期支援の充実の中では、ほぼほぼ前計画を踏襲しつつも時点修正を加えているというところになりますが、特に(3)就学支援シート等の活用促進のところ、サポートファイルにつきましては開発が今年度進んでおりまして、リリースができるかなというところにきておりますので、こちらの活用を進め、改善を図りますという言い方にしております。

次の(4)幼稚園・保育園と小学校との連携のところでは、前に進捗状況と、次の計画にかけての課題のところでもお話をさせていただきましたが、従前の計画では引継ぎガイドというものを開発するということになっておりましたが、いろいろな書類と重複してしまうという、学校の意見等もありまして、これにつきましてはスタンダード20ですとか、そういった従前の書式を活用しながらやっていくというところで見直しを図っております。

次のページにいきまして29ページ取組項目2、就学相談です。こちらにつきましては(1)就学相談の充実のところの一番下、就学相談利用者アンケートを実施し、意見等の把握に努めますということで、こちら前計画でも意見収集をするということで掲載はしておりましたが、昨年度からアンケート実施を始めまして、継続して取り組みながら改善を図っていくというところで明確にしたいと考えております。

飛ばしまして(3)です。就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援ということで、これまで説明会等は実施しておりましたが、もう少し利便性を図ろうということで、これまで紙でしかお渡ししていなかった書式について、データでお送りできるところについてはデータでお送りしようということで、負担軽減に努めていきたいということでお示ししております。

おめくりいただきまして30ページです。(5)として新しい項目を追加しております。インクルーシブ教育システムの理念の周知ということで、理解啓発ではなくて、こちらに掲載しているというところは、まず基礎固めからさせていただきたいということで、入り口の就学相談のところでしっかりと、私どももインクルーシブ教育の理念というものを学校と共有していきながら就学相談を進めていくということで、こちらに掲載しております。



その下、取組項目 3、就学前機関から小・中・高への連携、ということで、これまでは小学校、中学校まででとまっていたところですが、(2) で、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎというところを加えております。こちらは前計画で引継ぎガイドを開発して、それで継続していくという、連携していくということを示していたんですけども、やはり学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、こちらを充実させることで、新しいものを取り入れるのではなくて、今あるものを充実させて活用していこうということで、こういった表記にさせていただいております。もちろんその計画の作成の支援をしていくという、そういう部分を改めて記載しております。

基本施策 1 については以上です。

## ○統括指導主事

続いて 31 ページからになります。基本施策 2 「学校における指導体制・指導内容等の充実」についてご覧ください。

こちらについては学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、組織的・計画的に特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行いますということで進め、書かせていただいております。

大きく方向性としては前回の計画を踏襲した流れになっておりますけれども、新たに少し文言等加えたものがございます。例えば取組項目 4 の (1) 学校経営における特別支援教育の位置付けのところ、立川市の通常の学級における特別支援教育スタンダード 20、指導課のほうで作成しているものですが、こちらを活用して校内委員会等の組織的な運営を支援していくというものです。

また、下の (3) 校内委員会の充実のところの・上から 3 つ目になります。校内委員会に教育支援相談員、こちら教育支援課の職員になります。定期的に参加をして機能の向上を図るというものです。

(4) ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援のところでは、2 つ目、児童・生徒の介助や支援の情報を教育委員会内で共有し、関係課が連携して合理的配慮の考え方に基づいた施設整備等進めますということで、車椅子等の利用のあるお子さんの施設の使い方とか、またそのお子さんが進学した際の校内環境の整備というところについて、関係課と連携をしながら施設整備等進めてまいりたいと思っております。

(5) こちらは新規に入れましたけれども、介助員等の業務範囲の検討ということで、これまで通常の学級の介助員ですとか、学校介助員、特別支援学級の臨時指導員ということで、様々な職種のもものが特別支援教育に関わる補助ということで入っておりますけれども、特別支援教室もでき、また通常の学級の中にも非常に発達障害等の特性のあるお子さんが増えてきているという現状がございますので、これまでのこういう特別支援に関わるものの範囲、また配置基準等を改めて見直しをしまして、より児童・生徒の実態に即した支援の充実を図っていきたいと考えております。

ページをおめくりください。32 ページが取組項目 5 になっていますが、こちらがこれまでの第 2 次の計画のところになりますけれども、(2) の小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎということで、取組 12 の再掲になって

おります。新学習指導要領の中にも個別指導計画、個別の教育支援計画の活用ということが謳われておりますので、こういったものをより充実させて、活用して引継ぎを行っていきたいと考えております。

33 ページ、ご覧ください。取組項目 6 です。こちらについては特別支援学級等の整備及び充実ということで書かせていただいておりますが、新たなところとしては(2)です。発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備ということで、自閉症・情緒障害特別支援学級を導入していくということで既に検討を始めておりますが、そのことについて書かせていただいております。また、特別支援教室、小・中に導入されておりますが、指導内容の充実というところも大きな課題になっておりますので、そのことについて書かせていただいております。

34 ページをご覧ください。取組項目 7、教員の専門性の向上につきましても、指導課と連携しながらということになりますけれども、発達障害の理解ですとか、特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級における授業の在り方などの内容について、研修会等の設定をしていきたいと考えております。また、外部の専門機関等の活用、それについても検討していくということで最後の・のところで書かせていただいております。

35 ページをご覧ください。こちら専門性の向上ですけれども(3)、新規で入っております、特別支援学校教員免許状、こちらの取得率の向上ということで書かせていただきました。毎年、認定講習、免許を取るための講習ですが、そちらのご案内を指導課の教職員係というところからしておりますけれども、もう少し意図的に計画的に管理職を通じて先生方の意識向上を図っていきたいと考えております。

ページをおめくりください。36 ページ、こちらはご覧いただければと思います。

37 ページ、基本施策 4「関係機関との連携」になります。改めて書かせていただいているのは取組項目 10、適応指導教室との連携ということで、こちら指導課と一緒にということになります。・2つ目です。教育相談員が、適応指導教室運営委員会等に出席し、不登校児童・生徒の情報を共有しながら、適切な登校支援等について検討していくということで、不登校のお子さんの中にも様々発達のところ、特性があるお子さんいらっしゃいますので、そういったところで教育支援課と指導課が連携をしながら適切な支援を進めていきたいと考えております。

下段、取組項目 11、特別支援学校との連携の(3)をご覧ください。こちら新規に書かせていただいております、就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解推進ということで、今、様々法令等も変わってきているところですが、今後5年間を見通して医療的ケアを必要とするお子さんの学校の入学、地域での生活というところが大きく取り上げられることになるかな、ということで教育委員会の担当の者も、やはり医療的ケアに関する知識を身に付けていかなければいけないだろうということで、これについては肢体不自由の特別支援学校と連携をしながら取り組みを図っていきたいと考えております。

38 ページです。取組項目 12、中学校卒業後の進路先・関係機関との連携ということで、・2つ目ですが、特別支援学校との進路連絡会、様々な進路の情報発信ができる機会をということで、このようなものも検討をしていきたいと考えており

ます。関係機関との連携、取組項目 13 のところをご覧いただければと思います。  
私はここまでです。

## ○教育支援課長

続きまして、基本施策 5「特別支援教育の理解啓発」、39 ページをご覧ください。  
交流及び共同学習の推進や副籍制度の実施により、学校における特別支援教育の  
理解を進めるとともに、講演会等通して市民等に対し、障害や特別支援教育に関  
する理解啓発を図ります、という大枠の内容でございます。

こちらにつきましては取組項目 14、交流及び共同学習の推進の中で、(1) 交流  
及び共同学習の推進、(2) 個別指導計画に基づく交流及び共同学習の推進の  
ところが、施策 2 のところから移行してございます。こちらについては従前、骨子  
をお示ししたときにお話させていただきまして、ご本人、ご家族、それから地域、  
学校、全てが理解していただくためにこういった活動を推進していきたいという  
考えで、こちらにおかせていただきました。

(2) の個別指導計画に基づく交流及び共同学習の推進のところでは、これまで年  
間の交流計画の提出はしていただきまして、これにつきましては通常の学級の立  
場からの交流ということでやってきているわけですけれども、これを明確に個別  
指導計画の中で位置付けまして、特別支援学級のお子さんにとってどういった交  
流のあり方がいいのか、そういう視点をしっかり入れながら推進していくとい  
うことで、個別指導計画の位置付けとして記載を加えております。

続きまして、取組項目 15 副籍制度の実施ですが、こちら先ほどの取組項目 14  
と同様に施策 2 のほうから移行しております。この中で新しいものとしては、一  
番下のところにあります近隣の特別支援学校との「交流の日」の実施について検  
討しますという部分です。こちらにつきましては、副籍は通常、特別支援学校に  
通っている児童・生徒が地域の学校に交流にやってくるということになりますが、  
それではなくて、学校単位での、地域の学校とその近くにある特別支援学校と学  
校単位での交流ができないかということで、相手先のあることですので、すぐ  
に進むというものでもありませんけれども、検討を始めさせていただきたいとい  
うことで先方にもお願いしているところです。

おめくりいただきまして 40 ページです。取組項目 16、保護者、市民等への理解  
啓発ということで、(1) 特別支援教育講演会の開催、(2) 特別支援教育の理解啓  
発の充実ということで 2 つお示ししてあります。特別支援教育講演会のほうでは、  
これまで実施している中でほかの事業と重なってくるもの、特に障害福祉課のほう  
で新しい条例を立ち上げましたので、こちらの取組との連携ということが有効  
ではないかということがございますので、ほかの部署での取組についてしっかり  
連携をしまして、より効果的なあり方を検討したいというふうに考えまして、文  
章を加えております。理解啓発につきましても、今のもので十分ではないとい  
うことは重々承知しておりますので、充実させていくということでここにも掲載  
しているというところがございます。

説明は以上です。

## ○委員長

ご丁寧な説明をいただきました。これから協議に入っていきたいと思えます。順々にいきましょう。28 ページの基本施策 1 早期連携・早期支援の充実ということで、28、29、30 ページ、3 ページにわたっております。こちらのほうから少しご意見等あればお伺いしたいと思えますが、きょうお休みされている委員のほうから何かそれに関するものがあると聞いてますので事務局お願いします。

## ○教育支援課長

本日欠席の委員から、事前にコメントをいただいております。

「28 頁の就学支援シートの活用促進について、20 頁（20 頁はこれまでの取組のところですね）では、31 年度までに 200 件を目標としていましたが、という記載があるんですけども、新たな目標は設定しないのでしょうか」というご意見をいただいております。

回答させていただきますと、これにつきましては、今年度就学のお子さんについては 244 件ということで目標を上回る提出数になっております。こちらについては青天井で上がっていくものではなくて、ある程度、必要な方には行き渡ったのかなという判断もございますので、これからは活用に移していきたいということで、数の増加を目指すのではなくて、活用を目指したいということで、そういう記載に変更させていただきます。

以上です。

## ○委員長

欠席の委員の方に対する回答をいただきました。

本日ご出席の委員の皆様方、まず基本施策 1 のほうからご意見等いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。お気づきの点ございますか。

私、司会で申し訳ないけれど、ご説明を聞きまして、いろんなシート等も現在作っています。計画も、今あるものを生かすというのはすごくいいなと思えます。今回、そのようなお考えが案で見えたので、これはある意味、学校も計画の作成では助かっているんじゃないかなと思えました。

基本施策 1 のところでご意見がなければ、基本施策 2 のほうに移らせていただきますが、委員の皆様、よろしいですか。

## ○A 委員

1 点だけ、表記上のことです。「呼びかけます」という表記。この早期連携・早期支援の充実では、(2) 幼稚園教員・保育士の方への特別支援教育に対する理解啓発がうたわれています。呼びかけるという表記より、もっと強い要望として表記できませんか。大きなポイントだと思うんです。

## ○委員長

末尾の表現、確かにね、大切な部分ですから。1 番 (2) の末尾の表現でございました。ほかになければ、よろしいですかね。

そうしたら施策 2 のほうで、ページ数でいきますと 31 ページ、32 ページ、2 ページにまたがっておりますのでご覧になっていただいて、ご意見があればお願いしたいと思います。

## ○B 委員

(5) の介助員等の業務範囲のところなんですけれど、この介助員というのは、うちの子どもは通常の学級にいて肢体不自由なので介助員さんが付いているんですけれど、それも含まれますよね、肢体不自由の子の介助員も入っていますね。

今、学校の中で、夏休みの補習とか、介助員さんが付かないから私が付いているところがあるんですけれど、そういう部分の、それも職務範囲の見直しというのに含まれますか。あと、前に聞いたところだと、中学生で部活に介助員さんが付かないと聞いたことがあるんですけれど、そういうところも含まれるのかなと。

## ○教育支援課長

課題把握から入っていくことになると思いますので、今どういった要望というか必要があって、それらの中でも実現すべきことは何で、また、今ここまで限定されているけれども、ここまでは広げられるんじゃないとか、その方は例えば、移動支援だけで補助的な動きはしない、学習の中身だったり他のことは見れないということがありますので、そこをもう少し広げるとか、というアイデアレベルでは今幾つか出ていますので、それをしっかり課題整理して、実現すべきことを優先順位つけていきながらということになると思います。

## ○C 委員

どこまで広げるとかという、ある程度のビジョンは固まっているんですか。それとも可能性がありそうなところから一つずつ実績を積んでいって、ゆくゆくはという形、どこら辺の今位置なんですか。

## ○教育支援課長

今は本当にアイデアレベルといいますか、先ほど申し上げたお子さんとマンツーマンで付けられる感じの方について、もう少し学級の中だったら動いてもらえるようにするだとかという、本当に少し広げてみようかというところで、例えば、先ほどおっしゃられた中学校の部活動とか、という時間が大幅に増えるようなものだったりというのは、最初からはちょっと、まだ検討には入れないかなという感覚ではあります。ただ、課題整理のところ、こういったご意見が出てくるのではないかと考えております。

## ○C 委員

現場の現状的に、介助員さんって、足りているんですか。

## ○教育支援課長

肢体不自由のある方については、配置しております。

## ○C 委員

全部のニーズを考えたとき、この文言からいくと、普通級であろうが特別支援学級であろうが、文章読んで、知らない人が読めば、あっ自分「ほしい」と言えば付くのかなってというイメージの文章じゃないですか。そのとき手上げたときに、「あいま介助員がないので現状、無理です」、というような体制なのか、そこはちょっと時間と準備をくざれば、その体制をつくれます、という状況なのかというのは、この文章の中からは読み取れないですよ。

## ○統括指導主事

予算とかいろいろなものに関わってきますので、そんなに今よりも手広くするとかという、急激なというところは難しいと思います。ただ、学校ですとか子どもさんに、今こういうニーズが出てきているねとか、そういう今までの形ではフォローしきれないというような状況も実は課題として見えてきているところではありますので、今ある制度の中でその辺のフォローがどこまでできるかなということ含めて考えたいな、ですから見直しという言い方をしているんですね。

様々、介助員は社会福祉協議会の方で来ていただいている方もいたりとか、少し他課に関わるところもありますし、そういうところと、どこまでできるのかということもありますので、まだ、手を上げたらずと付くとかということよりも、まずは見直しと現状に合った配置というのはどういう形になるかなということで書かせていただきました。

## ○C委員

今ある中の駒をどううまく活用するか、というような、今はそんな状況という感じですか。

## ○統括指導主事

たくさん付けばいい、というものでもないと思うんですね。やっぱりお子さんが自分でできるようになるという、その力を付けさせてあげなきゃいけないというのがあるので、そのところは決して潤沢に付けるということだけではなく、より効果的に付けられる方法ということで検討していきたいと思っています。

## ○C委員

たぶん現場的に、数もですが質が一番大事になってくるとは思うんですね。経験上、人数じゃないんですよ、本当にというところはあって、かといって研修だ何だというのをやっている時間というのも限られてくるとは思うんですけども、できれば、というところもキープしながら、かといって使うほうが使いにくいんではしょうがないとは思っているので、そのうまいやり方を模索しながらという感じはありますね、という現状ですね。

## ○委員長

ほかに、ございますか。

## ○D委員

今、特別支援学級に子どもが在籍していて、介助員さんもそれなりに付いて、人数もちょうどバランスがよくて、またさらにコーディネーターの先生も付いてくださっているんですけども、すごくいいですよ。

ただ、それを、この状況でいうと、足りているのであれば、普通級とか特別支援教室のほうにお貸しくださいというような状況になるのであれば、ちょっと支援級の質が落ちてしまうので、できれば特別支援学級は現状維持、または個人のニーズに合わせて、そちらを優先にして考えていただけた方がいいと思います。特別支援学級の先生（介助員）を借りるとかというのではなくて、本当に足りているのであれば見てもらってもいいんですけど、必要に応じてやっぱり先生（介助員）たちってというのは支援級の子どもたちにとっても必要ですので、できればその辺はご考慮いただきたいな、というふうにはしていただきたいと思っています。

また、通常級にはいろいろな子がいて本当に大変だと思うので、担任の先生方もすごく大変だと思うんですけども、改めて、それぞれの個性に合ったニーズを見つけ出して対策できればなというふうに思っています。

#### ○委員長

それでは、今、施策 2 のところをやっていますが、ほかにご意見ありますか。32 ページまでです。

よろしければ次にいきますが、いいですか。はい。

それでは、基本施策 3、学校における特別支援教育の取組への支援ということで、ページ数でいいますと 33 ページ、34 ページ、35 ページ、36 ページ、4 ページにわたっていますね。引き続きご意見があればお伺いしたいと思います。

#### ○E 委員

わからないところで、自閉症・情緒障害特別支援学級という括りなんですけれども、これは具体的には、どのレベルのお子さんを対象にしているというふうにお考えなんでしょうか。

#### ○統括指導主事

まだ今検討しているところですので、ただ、法令ですとか東京都の情緒の固定の基準として、知的障害がないお子さん、発達障害のお子さんということで、ある程度の基準はもう定められている部分がありますので、そういったものには則っていきたいと考えております。

#### ○E 委員

そうすると、大きな括りでいうと、一般的にも最近、医学的には神経発達症というふうにも括って、もう、自閉症とか、ADHDとか括らないんじゃないか、というふうにも言われつつ、ある時代では自閉症とはっきり書いてあるんですが。こういうのは、東京都の基準でどうしようもないのでしょうか。

#### ○教育支援課長

東京都の名称になりますので、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級、こういう学級をつくりますという場合にはこの名前がつきますが、自身の概念はいろいろ変わってきてるので、その学級の説明をしつつ発達障害があるお子さんで学級名についてない言葉を使わなきゃいけない。

#### ○委員長

とても長い名前ですけども、これ申し訳ないけれどもう法令で定まっているので、恐らくその対象とか指導内容の検討をということになるんでしょうね。

#### ○D 委員

中学になると、結構、通常級について来られないお子さんが知的障害の支援級に入られるのが今までのケースなんですけれども、そういった扱いは、これからどのような形になっていくのでしょうか。

#### ○統括指導主事

今後というか、総合的に判断、個別に判断ということしか言えないかなというふうに思うんですけども、決して知的障害がないんだけど、集団に非常に入ることが難しい、でも通常級で例えば少し個別の配慮をしてあげればいけるのかとか、そういうところも、それもととても無理で、集団にも本当に入れないお子

さんなので、じゃあ別のお部屋でやっぱりというようなことで、お子さんによってかなりそこは差がありますので、そのお子さんに合わせて考えていきたい、本来であれば知的障害の学級ですけれども、その特別の配慮をどう読むかというところで考えてはいきたいと思っています。

#### ○D 委員

難しいですよ。

#### ○統括指導主事

難しいですね。それは何とも今スパッと言えないですね。

#### ○D 委員

自分の子どもも難しいなと思いつつ、どっちなんだろうと。

#### ○指導課長

いろんなケースがあるかと思うんですね。中学校に進学されて、初めてその親御さんがお子さんの障害受容ができて、お子さん自身も困り感が出てきて、知的障害の学級へというご家庭もきっとあると思うんです。その一方で、かわいそうだけれども親御さんもそこまでお子さんの状態にご関心がなくて、よくわからないままというの、もしかしたらゼロではないのかもしれない。そこは全てのケースに私が相談に関わってないので何とも言えないんですけれども、いろんなケースがあるのかなというふうに思っています。

その一方で、小学校段階で、すいません堅苦しく言いますと自閉症・情緒障害の固定制の特別支援学級をつくらうという動きがあるのは、本当に典型的にそういうお子さんもいらっしゃるって、昨年、私が校長をしていた学校には、本当に知的障害が全くなくて、いわゆる発達のものだけというお子さんがいました。

どういう状態で1年生の最初が始まるかという、椅子の背につかまって、ずうっと自分はその場で縄跳びのように飛び跳ねながらずうっと「みんな、なにやっているの」、ずうっとこの状態で、姿勢はこうなんです。でも知的障害は全くないので、教員が言っていることから、今は算数で足し算しなくちゃいけなくて、こうやれば繰り上がりができるとかって、ずうっとこうやりながら聞いているんですけれども、全部わかっているんです。そこでぱっと聞かれて、えっそこまで行くのって、この椅子をずうっと引きずりながら黒板まで行って、で、「これ」と言ってまたこうやって戻ってくるというので、いわゆる通常発達のお子さんからすると「ええ、どうしちゃったの」というような状況でずうっとその子さんは過ごしている。

それが疲れると、今度は「僕は疲れたんです」と言って床にべろーんとなっているんですけれども、耳はちゃんと聞こえているので授業の中身は全部わかっていたりとか、へたをすると、国語の学習なんですけれども、教科書開いてないんですけれども2回聞いたら全部憶えているとかということ、物語なんかもよくわかっているというような状況があるんです。

ただ、それをまねしちゃおうお子さんが出ると困るので、通常級の担任としてはある程度の線を引いて、注意せざるを得ないんですね。そうするとその子にとってはとても辛い状況なので、僕はちゃんと聞いているじゃないかって、一生懸命聞いているんだというアピールを時々爆発的にするというかわいそうな状況があ



って、やはりそういうお子さんのためには特別支援教室、週 1 でしたけれど、それがわかってもらえるというので、すごくその子にとっては効果があった。

本当はその子にとっては固定制があればもっとよかったんだろうと思いつながら、残念ながら本市にはまだないんですというところで、できる精一杯はここまでなんですというようなところで、その子の面倒を見させていただいていたんですけど、そういった意味で確実にニーズはあるんだろうなと思いつながら、ただ、今のは、そのお子さんは珍しいぐらい典型的と言われたお子さんで、そんなにきれいに知的がなくて発達だけというお子さんは今少なく、何かしらいろんなかぶさりがありながら、その濃淡を慎重に見極めながらということにはなっていくのかなというふうに想像しています。

同じように先ほどの中学校の知的の学級へ移行するというのも、ご家庭のいろんな事情もありながら、いろんな濃淡ありながら、その子にとってのベストは何なんだろうかというところで、知的の学級に行くことはその子にとって少しでもプラスになるんなら、というようなところで、就学相談、入級相談等していけるように連携していかなければいけないのかな、なんていうふうに思っているところです。何の答えにもなっていないかもしれないんですが。

#### ○D 委員

今後、そういった形になっていくと、通常級があつて、その間に特別支援教室があつて、情緒級の固定があつて、知的障害児学級があつてという、何かランク付けみたいな形になってしまうと、親御さんも、できれば情緒がいい、知的はいやだとか、特別支援教室までだったら我慢ができるけれども、情緒の固定はいやだとか、そういったランク付けが親御さんに出てくるのがちょっと心配かなというふうに不安を抱えています。

#### ○委員長

特別支援教育が始まったのが平成 19 年からですね。その頃よく言われていたのが、場からニーズへと行って、教育する場とそれから個人の教育的なニーズ、その辺をどう関連づけていくかというところが一番ポイントになっていました。国のほうも連続した多様な学びの場というような言い方してましたね。多様性の中で本人が選べる、親子で選べるというような条件をつくっていくというのは、この特別支援教育の一つの特徴でもあります。ただ、逆に言うと、それをランク付けという見方でみってしまうと、私は困ったなという思いがあるんですね。だからランク付けとみないように、多様な連続した学びの場があるということを、ぜひアピールしてほしいですね。

#### ○統括指導主事

理解啓発ですね。

#### ○指導課長

今お話伺って、ああそういう切り口もあるんだと感じたところなんですけれども、お子さんのことを考えたときに、少しでも多様な場があつて、そのお子さんにフィットする可能性をチョイスできるメニューがというのはすごく大事なことだというふうに考えています。その一方でランク付けになってしまうのかもしれないですけど、その前に、やっぱり支援課と連携しながら、その子さんの困り感に一番寄り添えるのはどこなのか。もちろんご要望等多々ある中で、例えば先ほ

どの例で言うと、昨年度やっと立ち上がった特別支援教室だったので、それが始まったというだけでさっきの男の子はその週 1 時間すごく楽しく過ごせるようになった。なければ、その子は定期的に爆発するのを校長先生と保健の先生しか聞いてくれないみたいな 1 年間を過ごさなきゃいけなかったのかというふう考えたときに、立川でいうところのキラリの先生が来てくれるというのをすごく楽しみにして過ごせるようになった、そういう場があるというのが一番大事なことで、そういうお子さんの姿を通してご家庭や保護者の方に伝えていけるように、学校への働きかけというのをしていけるように、はい、連携していきましょう。

#### ○委員長

今、33 ページ辺りがメインになっていますが。

#### ○F 委員

単純な疑問というか、この自閉症・情緒障害特別支援学級、令和 3 年度ですけど、自閉症でも重度とか軽度と違ってあるじゃないですか。これは軽度のお子さんを対象としているような感じなんですか。まだ検討段階かもしれないんですけど。

#### ○統括指導主事

軽度というか、通常の要するに教科書を使った授業をやる場なので、知的障害がないというところで発達障害の診断があるお子さんを対象というふうには考えております。

#### ○C 委員

自閉症的なこだわりは意外に強かったりはしますか？

#### ○統括指導主事

はい。そうですね。

#### ○C 委員

だから自閉症が重度とか軽度と違ってあんまり表現ないですよ。私たちの中で言うと、重度とか軽度とかは、ある意味 I Q で測っている部分が多いので、知的障害が伴っている自閉症の子が重度というのは、自閉症の特性が重度というよりも、知的が重度という意味合いで重度と言ってしまふ。さっきのお子さんなんかも相当 I Q は高いと思うんですよ。普通のお子さんの中でも I Q 高いぐらいな、耳で聞いたらわかる、でも、こだわりはすごい強いですよね。ちょっと普通の子とは考えられないような。だから自閉症的なこだわりとか特性がという部分で言うと重度になっちゃうのかもしれない。もっと我慢ができるような、こだわりが薄い自閉症のお子さんもいたりはするので、だから表現的にちょっと難しいかな、こういうところは。

ただ、指導課長の表現の中でいうと、お子さんにとって今ある状況がすごくつらいものなのか、そうでもなく結構我慢できるのかという、そういう意味合いでいうと、きついという意味合いでいうと重度というか、だったらちょっと環境を変えて、そのお子さんにとっていい環境をつくってあげれば、より一層いろんなことができるようになるみたいな配慮という意味合いの、完璧にレベルとかガイドラインが作れるというんじゃない、本当に個々に合っている教室になってきますよね。

私が一番心配なのは、私の子どもそうですが、相当な個性の塊のお子さんが、自閉症入っていますけれど、本当に教科書とかいろんなところでいろんな話を聞いても、当てはまる部分と当てはまらない部分、すごくあるんですよね。それが個性も伴った障害にはなるんですけど、本当にね、先生もわかるでしょうけれど、そのお子さんによって全然違うんです。わかりやすく指導課長がおっしゃったと思うんですけど、その個性の塊のお子さんの集団をまとめるというのは、本当に現場は計り知れない苦労があると思うので、私的には本当に家族の支えもですけど、先生方というか、その指導をするほうの支えもきちんと行政の方でしてほしいなと思うぐらい、悩んでいたらきりがいいですね。

文章で見るとすごくいいものができるかなとは思いますが、蓋をあけるとすごい大変だろうなというのはすごく思っていて、頑張ってください。

#### ○委員長

ありがとうございます。よろしいですかね。33ページの自閉症・情緒障害特別支援学級のところで意見をいただきました。34ページ、35ページ、36ページ辺りでいかがでしょうか。

#### ○E委員

36ページの専門家の派遣というところですが、言語聴覚士等を学校に派遣し、ということなんですけれど、これは作業療法士とかも入ってきたりとか、ほかの分野は入ってきますか。

#### ○教育支援課長

現在行っているのは言語聴覚士だけです。それがその他に広げる必要があるのかということについては、ご意見あまり頂戴していないところなんですけれども必要があれば検討していこうと思っています。

#### ○E委員

先ほどの話も連続性があるんですけど、やっぱり知的な分野の評価だけではなくて、感覚の過敏性であったりとか、動作の筋肉の使い方であったりとか、それは個性がすごくあるところなんですよね。だから聴覚過敏によっても人によって全然違う。過敏性の評価であったりとか作業の評価というのは、僕はもしできれば少し専門家の意見なんか聞いてくれるといいかなと。評価の基準の一つになってくるんじゃないかなという気はします。

#### ○委員長

理学療法とか。

#### ○E委員

そうですね、作業療法、理学療法というところ、広げられればですけど。

#### ○C委員

ということは療育につながっていないお子さんがきっとこれから増えていくとは思うのでね。そこのコーディネーター的機能みたいなのも、全部が全部派遣なんてできるわけない、つなぎみたいなものをしてあげるだけでもすごい違うとは思いますが、親って絶対気づかないと思うのでね。

## ○委員長

ほか、いかがでしょうか。施策3のところをやっておりますが。

よろしいですか。はい。

それでは次、基本施策4の関係機関との連携です。ページ数でいいますと37ページ、38ページですね。2ページご覧いただければと思います。

## ○G委員

取組項目11の37ページの3、新しいところの項目なんですけれど、就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解促進、どの程度までのものを今考えていらっしゃるのか。やたら医療的って範囲広いじゃないですか、それをどの程度までのものを今ここでは考えていただけるのかというのは。

## ○統括指導主事

できるようになるとかそういうことではなく、まず吸引とか酸素吸入とかという医学用語がありますよね。そういったものがこれは何だろうというところから実はスタートという方も結構いらっしゃるので、本当にそういう基礎知識です。

例えば酸素吸入しているお子さんが相談に来られたときに、こういうお子さんはこういう配慮をしてあげるといいとか、保護者の方はこういうことを心配しているとかというのを、肢体不自由の学校の先生たちからレクチャーしていただいて、相談の際にそういったことを組み入れながらご相談ができるような、そういう理解ができるようにということです。

## ○G委員

会話中の言葉がわかる知識というぐらいか。

## ○統括指導主事

それが何なのかというのがわかるというぐらいのものを考えています。

## ○C委員

でも、学校での適切な支援につなげます、というのは、コーディネーター的な仕事まではきちんとやりますよということですよね。

## ○統括指導主事

はい。だからどうやるかは、それはお医者さんの領域になりますので。例えば保護者が、学校に入るにあたって、医療的ケアがあるお子さんのこういうところをととても心配していますよ、というようなことを相談員が聞き取った中で、学校に教育の中でどうそれをできるのかということを考えています。

## ○C委員

ただ聞くだけじゃなくて、ちゃんとつなげる。

## ○統括指導主事

そうです。つながられるようにということです。

## ○委員長

ほか、いかがでしょうか。

私、司会で申し訳ないですけど38ページの取組項目12の進路関係で、特別支援学校との進路連絡会等の実施の検討とあるんですが、これ具体的にどんな感じですか。

## ○統括指導主事

特別支援学校高等部は卒業後の進路情報というのは非常に持っているということで、例えば保護者の方に、支援を受けているお子さんの卒業後はこういう生活があるというようなことが、実は支援級の先生たちもよくわからなかったりするところがあるものですから、先生たちでそういうことを連絡会で情報交換をし合って、または特別支援学校から講師に来ていただいて、保護者の方にそういうお話をする場をつくるとか、そういった進路情報全般のところをもらえるようなとか、連携できるようなということで考えています。

## ○委員長

1回目もそうでしたが、進路のことでいろいろ、先が見えないとか、ご意見もたくさん出てました。特別支援学校の高等部はいろいろ、企業就労も含め情報たくさん地域に持っていますので、センター的機能の一環としてこの辺もぜひ進めていければもっといいなと私も思いました。

ほか、いかがでしょうか。基本施策4のところを今やっています。

特になければ基本施策5のほうに進んでよろしいですか。

(「はい」との声あり)

## ○委員長

それでは基本施策5、特別支援教育の理解啓発ということで39ページ、40ページです。ご意見等あればお願いしたいと思います。

## ○教育支援課長

欠席の委員からのコメントが1件ございますのでご紹介します。

「39ページの取組項目14(2)です。交流及び共同学習について、保護者了解のもと、とありますが、これは特別支援学級の保護者という理解で正しいでしょうか。関連して、保護者の理解は必要かと思いますが、あくまで障害のある児童・生徒の思いや発達という観点で交流及び共同学習が推進されることを期待します。」というコメントをいただいております。

ご指摘のとおり、保護者了解のもとというのは、特別支援学級に在籍しているお子さんの保護者の方に、様々お子さんの求める交流というものについてご了解いただきまして、こういった交流をしたいということをやちゃんと打ち合わせをしながらやっていくという、そういう視点でございます。お子さんの思いを汲んだ交流及び共同学習が推進されることを期待ということで、ありがたく受け止めたと思います。

## ○委員長

欠席の委員のご意見に対するご回答でした。ほか、いかがでしょうか。

## ○委員長

では私から。この項目(交流及び共同学習)、施策2から移行したということで1回目にいろいろご説明もいただいたところなんですけど、実際こうやってここで見ると、ちょうど座りがいいかなと思いますね。今もう理解推進というところの、特に交流及び共同というのは指導要領でも明確に謳われていますし、特別支援学校からとか小学校からとか、そういう意味合いじゃなくてそれぞれでぜひ進めていくというところで教育課程のほうにも位置付けてありますし、都の施策では副

籍制度というのは当然必要ですし、していかななくちゃいけないから、確かに座りがいい、感想でございます。

基本施策5で特にご意見等なければ、これで43項目は検討したということなんですけど、概ねご意見等伺いながらやったつもりではいるんですけども。

#### ○教育支援課長

最後に1点、欠席の委員から全体的にということでご意見いただいております。「印象論で申し訳ありませんが、施策を充実させればさせるほど資料や会議が増えて、教員や支援者が忙しくなるという一面も否定できないと思います。日々の中で個別のニーズに向き合うという姿勢も現場のみなさんには大事にしてもらいたいと思います。」ということでこちらご配慮いただきありがとうございますということと、やはり会議ですとか、先ほど資料についても、あるものを活用するというお話をいただきましたが、様々学校等で行われる会議につきましても、または市の教育委員会のほうに来て実施する会議につきましても、テーマが重なるもの、対象者が重なるものについては統合してやっていくということを進めておりますので、こちらについては精査しながら、いたずらに物事増えないようにやっていければと思っています。ありがとうございます。

#### ○委員長

この辺はいかがですか。

#### ○A委員

今まさにそのとおりだと思うんです。小学校も中学校も。先ほどのところで「小学校では多分見えないだろうけれど、中学校に来て分かる」という趣旨のご指摘がありました。なぜ中学校に入ってから通常学級から特別支援の学級に移るのか。今の制度の中で保護者の方も地域も、教員も考えるでしょうね。定期考査で得点が取れない。そこで初めて困り感に接し、通常の学級から特別支援の学級を検討する方がいらっしゃる。

でも実際に、今どんどん変化してきているのは何かと言ったら、日常の教育、授業の中で子どもの変容を引き出し伸ばす工夫がされているということ。子どもの力をもっと伸ばすために何が支援できるのかを考えているということです。定期考査というのはあくまでも知識理解などをはじめとする各観点をチェックする機会です。ところが評価・評定だけに目が奪われてしまうことがある。点数が伸びないから評価・評定がふるわない。進路について行き詰ってしまう。

そこで、あらためて子どもの進路を考えることになる。この部分というのは構造的に9年間を見通すこと、こだわるところですけども、当該のお子さんや保護者の方が就学前から本当に困り感に直面する前のところで支援をしていく必要を感じます。その基盤をつくってあげると、子どもが自分の居場所を見出したり自分の能力を伸ばす、自尊感情や自己肯定感を高められる。そんなところが、今回の43項目の中に随所に散りばめられているんです。これを教員も保護者や地域の方々も理解してもらってやっていくことが大切だと感じています。足掛け10年間、11年間、12年間の中で子どもが成長していければいいんだらうな。出口指導で急遽、進路をつくるために転学するというはいけないんだらうなと感じています。そういう点でいうと小学校も中学校も次期学習指導要領、小学校は来年

からですけれども、その流れの中では、授業をどういうふうに変えていくのかが学校の先生に問われるし、先ほどの39ページのところでいうと、交流教育のところで出たんですが、通常の学級とか特別支援学級とか、区別しちゃいけないと思います。全ての子どもたちが交流の中でどんな意識でお互いにいいところを認められるか。その接点を意図的計画的に設定できれば、全ての子どもたちを高める場になると思います。これができるような立川であれば、立川で子育てしたいなという方が更にたくさんお見えになるんだろうなというふうに思っています。

#### ○委員長

いろんな意見もお聞きしたところなんですけど、やっぱりこの辺もうちょっと言いたいということがあれば、どうぞぜひ。よろしいですか。

43項目、ちょっと量が多かったので、ボリュームがあったかもしれませんが、1回目、2回目、3回目含めて、それぞれのお立場でお考えのところはご意見等を活かしながらこの案が出てきたというところでいけば、次回の議論である程度この素案のままでいけるということによろしいでしょうか。大丈夫ですか。それではこれで委員の皆様方の意見をお聞きして素案の案ということで協議をしたということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

ということですので、これから先のところは、今後の日程等につきまして、事務局からご説明をお願いします。

#### ○教育支援課長

それでは今後の委員会日程ですけれども、今後の予定として11月26日の火曜日と1月28日の火曜日を設定させていただいております。ただ、11月26日につきましては、本日までの審議内容の進捗によって開催するかどうか決定することとしておりました。本日ご審議いただいた状況から、この後はいただいたご意見を踏まえた事務局での修正作業を経まして、1月の会で最終的な素案の案をご確認いただくという流れでよろしいかと考えます。つきましては、11月26日は開催せず、次回は1月28日火曜日の開催としたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○教育支援課長

ありがとうございます。

では、委員長、よろしくをお願いします。

#### ○委員長

それでは日程のところはご確認いただいたということで、また来年の1月にお会いできればと思います。最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

#### ○教育支援課長

委員の皆様どうもありがとうございました。

では2点、事務連絡させていただきます。1点目ですが、前回の第2回の会議の議事要旨に関するご連絡です。こちらは来月早々には委員の皆様にご確認いただけるように作成中でございます。議事要旨ということですので詳細な議事録ではなく、適宜要約させていただいておりますので、そちらご承知おきください。ホ

ホームページ等に公表する前に、また委員の皆様を確認をお願いする予定でありますので、メールでお送りさせていただきますので、その節はよろしくお願いたします。なお、第 1 回の議事要旨につきましては、皆様の確認をいただきましてからホームページのほうで公開させていただいております。

続きまして次回の会議についてですが、先ほどご確認させていただきましたとおり、年明け 1 月 28 日火曜日の午後 7 時から、本日と同じ 208 会議室で行います。次第のところは次回の会議のところ为空欄になっておりますので、そちらに 1 月 28 日火曜日、午後 7 時からということで記入をしていただければと思います。また、開催の 1 週間程度前には、今回の会議での指摘を踏まえて手直ししました素案のほうお送りしますので、お目通しいただければと思います。最終の会議を経まして、議会での報告を経て、パブリックコメントを実施し、最終的には 6 月の策定を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

#### ○委員長

ご連絡ありがとうございました。

では来年の 1 月 28 日、208 会議室で審議するということですね。

それでは、これをもちまして、第 3 回立川市第 3 次特別支援教育実施計画策定検討委員会を終了いたしたいと思っております。ご苦労さまでございました。